

# PFI手法による刑事施設の運営の現状

只 木 誠

- I はじめに
- II 『報告書』の概要
- III 委員会での意見について
- IV おわりに

## I はじめに

PFI手法を活用した刑事施設の設置という考え方が導入され、山口県美祿市、鳥根県浜田市、栃木県さくら市、兵庫県加古川市の四所において「美弥」「鳥根あさひ」「喜連川」「播磨」の各「社会復帰促進センター」事業の運営が開始されてから、はや一〇年が経過した。

PFI手法を活用した刑事施設構想の経緯・背景には、平成一八年頃をピークに、刑事施設の過剰収容状態が深刻化したことから、刑事施設の収容能力の増強及びマンパワー確保を目的に、刑事施設の運営の透明性の確保、地域と

の共生、民間の創意工夫を取り入れたプログラムによる効果的な処遇の展開、官製市場の民間開放、所在地域周辺における雇用創出や経済効果等が期待されたことが挙げられる。すなわち、①既存の施設における過剰収容、②行刑改革、③規制緩和という三つの要因が存し、その運営事業を実施するにあたっては、①「速やかに刑事施設の収容能力の増強を図ること」、②「収容能力の増強に伴って必要となるマンパワーを確保すること」、③「民間資金を活用して刑事施設の運営に必要な所要の予算を確保すること」が重要であったといわれている。<sup>(1)</sup>

なお、さくら市と加古川市のセンターは、「公設民営」型のPFI刑務所となっている。

この間、官民両関係者の多大な尽力と地域住民の理解・協力とによって、上記美祿社会復帰促進センター（以下、「美祿センター」と略す）、島根あさひ社会復帰促進センター（以下、「島根あさひセンター」と略す）、喜連川社会復帰促進センター（以下、「喜連川センター」と略す）、播磨社会復帰促進センター（以下、「播磨センター」と略す）の各施設の事業運営は順調な歩みを経てきているといつてよい。他方、現在は、過剰収容の状況は解消されており「公共サービスの改革に関する法律」が施行されるなど、PFI方式の刑事施設を取り巻く環境は当時とは異なってきている。そのようなか、各施設が一〇年という節目の年を迎え、または、折り返し地点にきている現在、その運営状況、現状を検証し、今後の運営に役立たせようとするには大きな意義があろう。

本稿は、二〇一七年の「PFI手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議」（美祿センター、島根あさひセンターを対象とする）、二〇一八年の「PFI手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議」（喜連川センター、播磨センターを対象とする）での議論のなかで、筆者において今後のPFI手法による刑事施設運営に関して参考にするべきと考えたものを紹介するものである。

## II 『報告書』の概要

まず、有識者会議において提出された『報告書』の概要をまとめておきたい。<sup>(3)</sup>

### 1. 美祿センター・島根あさひセンター<sup>(4)</sup>

(1) はじめに

美祿センター（平成一九年一〇月運営開始）の収容対象は、犯罪傾向の進んでいない（A指標受刑者）、受刑のために刑事施設への入所が初めての男子（収容定員五〇〇人）及び女子受刑者（W指標受刑者、収容定員八〇〇人）である。島根あさひセンター（平成二〇年一〇月運営開始）の収容対象は、犯罪傾向の進んでいない（A指標受刑者）、受刑のための刑事施設への入所が初めての男子受刑者等（収容定員二、〇〇〇人）であり、特化ユニットには、精神障害または知的障害を有し、社会適応のための訓練を要する者、身体障害または高齢のため養護的処遇を要する者が収容されている。当会議の、検討の経緯については、二〇年の事業期間の折り返し時期を迎えているため、事業期間前半の実施状況の評価、事業期間後半の施設運営、事業承継に当たり検討が必要な事項について、外部有識者による検討を行ったものである。両センターの設置目的、官民協働による施設運営から期待される効果などを評価事項とした。<sup>(5)</sup>

すなわち、①刑務所の過剰収容状態の軽減、②地域との共生、③官製市場の開放による経済効果等、④民間のノウハウの活用による「人材の再生」、⑤民間事業者による業務の実施状況、⑥その他、である。

(2) 両センターの事業期間前半の事業実施状況及び評価

『報告書』によれば、以下のとおりである。

(a) 事業期間前半の実施状況の評価<sup>(6)</sup>

① 刑務所の過剰収容状態の軽減効果については、過剰収容の状況下において、一定の役割を果たした。現在、(一部の女子刑事施設を除き) 被収容者は減少傾向にあるなか(平成二十七年末には五万二、〇〇〇人、収容率は七一・四%)、社会復帰促進センターの収容人員も低迷しており(美祿センターは平成二六年以降は、六〇%を、島根あさひセンターでは、七〇%を下回っている)、その対策についての検討を行う必要がある。<sup>(7)</sup>

② 「地域との共生」の具体化については、地域の人材を活用した指導、センター行事への地域住民の参加などにより、「地域との共生」が実現している。<sup>(8)</sup> 特化ユニットを対象とする職業訓練(神楽面・衣装製作科、石見焼製作科及び石州和紙製作科)、余暇活動として実施する地域住民との――一般に知られていないが――文通プログラムなどは、その例である。その他、当初想定していなかった取組みも行われている。

③ 官製市場の開放による経済効果等については、地元雇用、(食材、被収容者の生活用品及び運営に必要な物資等) 地元調達、従事職員の支出による経済効果のほか、地方税収増により、地域経済に一定の影響があり、特に雇用面で地域に与える影響があるため、事業承継の検討は、早い時期から行う必要がある。

④ 民間のノウハウの活用による「人材の再生」については、職業訓練の受講機会、資格・免許の取得機会が拡大した。島根あさひセンターの盲導犬パピー育成プログラムやホースプログラムなど動物介在療法を代表とする多様な改善指導プログラムが導入されている。<sup>(9)</sup> これらは、民間のノウハウの活用による人材再生を特徴付けるとされている。<sup>(10)</sup>

⑤民間事業者による業務の実施状況については、モニタリング（事業契約に基づく業務の履行確認）では、施設運営に支障が生じるような問題はなかったものの、モニタリングが形式的になっていたり、その実施計画が実情と合っていない場合は、見直し等が必要である。

⑥その他として、一般市民に刑事施設の運営が可視化されることにより、国の職員に、責任ある行動をしようとする意識が生まれるなど、国の職員の意識改革にもつながっているものと考えられる。<sup>(11)</sup>

(b) 評価のまとめ及び運営上の課題<sup>(12)</sup>

評価のまとめとしては、これまでに、刑事施設の運営に支障が生じるような事故は発生しておらず、また、「地域との共生」などの運営理念が実現しており、事業全体を見れば、おおむね順調に施設運営が行われ、期待した効果が得られている。ただし、（美祿センターの男子以外の）収容人員の減少への対策が求められるほか、実務上の課題・問題点も浮かび上がった。

「実務上の課題・問題点」としては、以下のとおりである。

①民間独自の警備システムが導入されており、一般刑事施設より、オペレーションが複雑である。<sup>(13)</sup> すなわち、両センターでは、遠隔監視しながら受刑者を独歩移動させたり、遠隔操作により居室扉等を施錠・開錠するなどしており、一般の刑事施設に比べてオペレーションが複雑なものとなっている。

②一般刑事施設で経験する業務を民間委託しているため、国職員のスキルアップに課題がある。そのため、研修や一般の刑事施設との間の定期的な人事交流を行っている。

③規律秩序の維持に必要な制限の程度について、官民職員の考え方に相違がある場合がある。民間職員は、改善指導における「柔らかな雰囲気作り」を指向する。これに対して、国職員には、この民間職員による「柔らかな雰囲気」が「節度ない態度」と捉えられる場合がある。このように、両センターでは、被收容者に自律的な生活を送らせるため、ソフト面だけでなくハード面の配慮も行うことにより、刑事施設の文化を変えてきたのであるが、この特色ある施設運営を一般の刑事施設と同じようなものとしたり、一般の社会生活と乖離した過度の号令や行進などにより、必要以上に被收容者の自律的な行動や意識を制限してしまつては、出所後の社会復帰に悪影響もあり得るほか、社会復帰促進センターを設置した意義を失ふこととなり、官民双方の職員の士気の低下にもつながりかねない。

④各センターのPFI事業契約では、事業者は、新たな取組みを実施するインセンティブが働きにくい。これに対して、そのような事業契約であつても、平成二五年二月美祢センターに「職親プロジェクト」が誕生し、対象施設が一般の刑事施設にも広がつて<sup>(14)</sup>いる。島根あさひセンターでは、平成二六年一月に民間事業者による無料職業紹介事業がはじまり、就労支援の点で実績を積み重ねている。無職者の再犯率は有職者の三倍となつて<sup>(15)</sup>いることから新たな取組みとして評価される。

⑤医療の確保には、地元医療関係者の理解が必要である。いずれの施設の所在地も、いわゆる「医療過疎地域」といわれていること<sup>(15)</sup>ころ、PFI事業契約とは別に、美祢センターは美祢市に、島根あさひセンターは島根県に、管理委託している。本会議による現地官民職員へのヒアリングでは、「患者との対話による良質な医療サービス」を提供しようとする管理委託先である自治体の医療業務従事者の持つ理念と、国職員の被收容者処遇の考え方が相違する場合があるとの意見が示された。<sup>(16)</sup>



ハウのより広い活用が期待される。

このような状況の下、事業期間後半における施設運営については、以下の点が指摘された。

① 刑事施設全体の収容人員の減少を踏まえた収容確保策

全国的な刑事施設の収容人員の減少に伴い、両センターの収容も低迷している（美祿センターの男子を除く）。今後、収容人員の確保やセンターの活用方法について、検討が必要となる。一般社会と同様に、高齢化が進んでいる状況を踏まえ、収容対象となる年齢の上限を（一般企業の動きと連動して）引き上げることなども検討すべきである。ただし、民間事業者のリスク増についての懸念の払拭やインセンティブ付与等についても、検討が必要である。

具体的には、PFI事業契約で、美祿センターは、「調査時点で（おおむね）六〇歳未満の者」、島根あさひセンターは、「移送される時点で六五歳未満の者（高齢者を収容対象とする特化ユニットは除く）」を収容対象としている。刑事施設における高齢化問題への対応策として、この年齢の制限を変更し、上限を五歳程度引き上げることにも検討に値する。これに対しては、疾病リスクの増加に伴い病院移送の負担が増えるのではないか、自律的な行動が求められる環境に適応できるのか、高齢者向けに実施する職業訓練科目や改善指導プログラムの開発が必要となるのではないかなど、懸念が示された。仮に、収容対象となる者の年齢の上限を五歳程度引き上げるのであれば、事業者が抱く懸念の払拭、事業者へのインセンティブ付与、増加するリスクの一部を国が負担するなどの対策が必要となる。

収容要件の見直しに関するその他の方策としては、現在、両センターには、犯罪傾向の進んでいない者のうち、初めて受刑のために刑事施設に入所した者を収容しているが、これを、刑事施設に入所した前歴があっても、犯罪傾向

が進んでいない者であれば、他の基準を満たすことを前提に、収容対象とすることも考えられる。また、両センターは、自律的な生活を送らせるための環境が整っていることから、例えば、一般の刑事施設で一定期間受刑後、行状や本人の性質等を踏まえ、適当と認められる者については、釈放の六か月から一年程度前にセンターに移送し、比較的社会に近い環境で、自律的な生活をさせてはどうかとの意見や、特化ユニットの機能を有効活用して、知的障害または精神障害を有し、社会適応のための訓練を要する者、身体障害または高齢のため、養護的処遇を要する者を幅広く受け入れてはどうかとの意見が示された。

## ② 再犯防止に対する社会の要請への対応

職業訓練については、社会の労働需要に即し、出所後の就労により役立つものとするため、科目等の見直しも必要である。<sup>(18)</sup> 改善指導については、長期にわたる事業期間の間に、陳腐化・一般化することも考えられる。内容の見直しや充実が求められる。

その他、美祿センターにおいては、（現在でも構外奉仕活動を行ってはいるが、一層の）外部通勤作業等の施設外処遇の実現・拡大を期待したい。社会の労働需要に即した職業訓練という点では、例えば、美祿センターにおいては、建築・土木・測量関係の職業訓練は実施していないが、導入が求められる。

## ③ モニタリング制度

モニタリング制度が形式化していたり、基準が実情と合っていないければ、見直しを検討すべきである。

## ④ 民間事業者へのインセンティブ

社会情勢等の変化を踏まえた業務の見直し等の必要性については、官民間に意見の相違はないが、業務の見直しを

行おうとしても、PFI事業契約上、民間事業者にインセンティブが働きづらい。

そこで、業務のスクラップ・アンド・ビルドによる合理化・効率化や、官民間で予算執行の目的を共有し、不用不急の支出を減らすことにより、前向きな取組みの実現を期待したい。再入率の情報を共有したり、前向きな提案を受け付けることで、民間職員の動機付けにつながる。

⑤まとめ

開設当初は、先進的な取組みを行う刑事施設であつたとしても、取り巻く状況の変化に応える努力を怠れば、今後、存在意義が問われかねない。残りの事業期間においても、我が国で最も先進的な取組みを行う刑事施設といえるよう、関係者の努力に期待したい。

(4) 事業承継に当たり検討を行うべき事項<sup>(20)</sup>

(a) 検討開始時期等

我が国には、刑事施設の運営のような大規模なPFI事業の事業承継の先行事例が存在せず、また、両センターの動向は、地域経済にも影響を与えることから、可能な限り早い時期から検討が必要となる。検討開始時期については、事業スキームの検討、入札手続、業務引継ぎ等に要する期間を十分に確保する必要がある。

(b) 次期事業の事業スキーム等

①公権力行使に係る業務の委託根拠としては、公共サービス改革法（最長一〇年。以下、「公サ法」と略す。）とする。

- ② 委託業務の範囲としては、民間事業者のノウハウを最大限発揮できる仕様であるなどの事情を勘案して検討する。
- ③ 委託の枠組み等については、包括的に委託するか、業務ごとに委託するか要検討する。
- ④ 収容対象としては、犯罪傾向の進んでいない者（A指標受刑者）が適当であるが、ただし、年齢等の要件は見直しを行う。本会議による現地民間職員へのヒアリングでは、職員採用が困難になることや制止や指示ができないことなどの事情から、犯罪傾向が進んだ者（B指標受刑者）を収容対象とすることについては、否定的な見解が示された。このことから、引き続き、犯罪傾向が進んでいない者（A指標受刑者）を対象とすることが適当である。ただし、年齢の制限や刑事施設での受刑が初めてとの要件を見直すことは、可能であろうと考えられる。
- ⑤ 事業期間については、公サ法による事業であることから、最長一〇年である。
- ⑥ 委託費の支払い方法等については、一部実績払いの導入も検討する。収容動向に、フレキシブルに対応可能な契約とする。<sup>(21)</sup>
- ⑦ 医療体制については、誘致の経緯に鑑み、引き続き、自治体に管理委託することが適当である。
- ⑧ 国のニーズへの対応については、新たな取組みの速やかな実施など、国のニーズを反映できる仕組みも必要である。国の方でも自らの意思で使える一定の予算を確保したり、委託費からの予算執行に関し国が関与できるように仕組みとするなど、国のニーズを速やかに反映させられる仕組みを検討すべきである。
- ⑨ その他として、事業期間が残り五年となった喜連川・播磨両センターは、速やかに、事業承継の検討が必要である。

(c) まとめ

まとめとして、同『報告書』では、今後も両センターが存立していくためには、引き続き、①一般の刑事施設の先を行く先進的な取組みを行う施設であること、②官民協働及び地域との共生による運営が行われること<sup>(22)</sup>、③医療体制が確保されていることといった条件が整っている必要があるものと考えられることから、次期事業の事業期間が終了した後も、末永く両センターの運営を継続することが可能となるよう、関係者の国、民間事業者及び地元関係者の協力や尽力を期待したい、とされている。

## 2. 喜連川センター・播磨センター

(1) はじめに

喜連川・播磨両センター（平成一九年四月運営開始）の事業期間が平成三四年三月三十一日までであり、（当時）残り四年余りとなっているところ、これまでの官民協働によるセンターの運営実績及び民間委託との親和性の検証を行うとともに、その結果を踏まえ、事業期間終了後についての検討事項は、①両センターのこれまでの事業実施状況の評価、②評価結果を踏まえた今後の方向性である。

(2) 両センターの事業の実施状況及び評価

『報告書』によれば、以下のとおりである。

(a) 事業の実施状況の評価

まず、喜連川センターの收容対象としては、<sup>(23)</sup>犯罪傾向の進んでいない（A指標受刑者）、刑務所初入（受刑のための刑事施設への入所が初めての）、集団処遇に順応できる男子受刑者（二、〇〇〇人。うち、特化ユニット五〇〇名。身体障害を有する者二五〇名、精神障害または知的障害を有する者二五〇名）である。このうち、障害を有する者、具体的には、身体障害を有する者で養護的処遇を要する者（高齢者を含む）、精神障害または知的障害を有する者で社会適応のための訓練を要する者を特化ユニットに收容している。播磨センターの施設の收容対象としては、<sup>(24)</sup>犯罪傾向の進んでいない（A指標受刑者）、刑務所初入の集団生活に順応できる男子受刑者等（一、〇〇〇人（うち、特化ユニット二二〇名））である。上記の者のうち、精神障害または知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者を「特化ユニット」に收容している。

（b）評価のまとめ及び運営上の課題

評価は、両センターの設置時に期待された過剰收容状態の軽減効果、民間事業者による業務の実施状況、両センターの運営理念である「地域との共生」及び地域経済への波及効果について行われた。

① 刑務所の過剰收容状態の軽減効果

PFI手法により、四つの社会復帰促進センターを設置したことで、收容定員が六、三〇〇人増加した。したがって、両センターも過剰收容状態の軽減に、一定の役割を果たした。現在は、（一部の女子刑事施設を除き）刑事施設の過剰收容状態は解消し、全国的に收容人員が減少傾向にある中、両センターの收容率も七〇%を下回っている。もともと、一〇〇%を收容している状態は、刑事施設の運営にとって好ましくなく、保安上の観点からも、改善指導や職業訓練

などの矯正処遇にも資するものではない。

## ② モニタリング実施結果

社会復帰促進センター運営事業では、モニタリング制度を設け、事業者の業務の履行状況を確認している。それによれば、これまでに、刑事施設の運営に重大な影響を及ぼすような事故（逃走、火災等）はなく、違約金の賦課及び委託費の減額はない。ただし、ヒューマンエラーに起因する過誤は、少なからず発生している。

## ③ 各業務の実施状況等と各業務の今後の方向性<sup>(25)</sup>

① 施設維持管理業務については、民間委託との親和性は高いが、民間が行う日常的な修繕と、国が行う大規模修繕との線引きが難しい場合がある。そこで、今後の方向性としては、一五年の運営による劣化及び機能低下については、修繕に係るコスト算定が困難であることから、修繕は国が実施すべきである。

② 総務業務については、刑事施設（行政機関）特有の専門性が高い業務は、参人に当たり、若干の障壁となる場合がある。そこで、今後の方向性としては、専門性が高い業務は国が実施し、典型的に実施できる業務を中心に、民間委託することが適当である。

③ 収容関連サービス業務については、民間委託との親和性が高い。調理も含めて委託することで民間のノウハウが最大限発揮される。そこで、経理作業適格者の確保が困難化していることから、給食業務等の全てを委託することも検討する。

④ 警備業務については、モニター監視業務は、民間委託との親和性が高い。また、民間職員は、法律上、受刑者に対し制止等の実力行使を行えないなど、権限に制約がある。そこで、今後の方向性としては、災害発生時、逃

走事故等の対応のため、一定の国職員の確保が必要であり、国が実施すべき業務と委託に適する業務を峻別すべきである。

### ③ 作業業務

職業訓練、刑務作業、就労支援の連携など、（両施設とも、訓練科目が、社会の労働需要に見合っているかという点から見直しがなされ）「就労に直結する」との点で工夫の余地がある。<sup>(26)</sup>そこで、今後の方向性としては、引き続き、民間のネットワーク等の活用が適当であり、また、出所後の就労に資する訓練や社会貢献作業が期待される。

### ④ 教育業務

民間の専門スタッフにより、多様な一般改善指導を実施、特化ユニットの指導も充実している。特別改善指導についても、国の定める標準プログラムに基づき、創意工夫を加えた指導をしている。また、播磨センターの「社会復帰促進部」の取組みは有用である。

すなわち、播磨センターにおいては、民間事業者内に「社会復帰促進部」を設け、専門スタッフが教育業務と分類業務を兼務して実施することで受刑者のアセスメントと教育プログラムの実施、そして実施後の評価を一体として実施することが可能となり、質の高い業務を実施できる環境が整えられている。また、専門スタッフのほかに、図書管理業務やその他教育支援業務を担当する事務スタッフを配置し、専門スタッフが受刑者に対する指導等に注力できる環境を作っている。この「社会復帰促進部」では、播磨センターから出所した受刑者が刑事施設に再入したケースについて、その要因や播磨センター在所中に受講した改善指導プログラムなどの情報を多角的に検証し、プログラムの改良に役立てている。

今後の方向性としては、全国の刑事施設において統一的な指導を行うため、特別改善指導は国、一般改善指導は民間といったすみ分けを検討する。また、専門スキルを生かせる環境構築が必要である。

#### ⑨ 分類業務

処遇調査、審査業務は、刑事施設特有の業務であって、民間委託との親和性は高いとはいえない。ただし、教育業務で述べたとおり、播磨センターにおいては、民間事業者内に「社会復帰促進部」を設けており、民間の専門スタッフが、処遇調査と改善指導の両方を行うことで、業務の質の向上につながっていることからすれば、処遇調査及び審査業務を民間委託することは、「社会復帰促進部」のように教育の実施と一体のものとして実施する場合には、有効であると考えられる。また、保護業務は、更なる充実が期待できる。そこで、今後の方向性としては、分類調査と処遇・指導をシームレスに連携させる取組みを求めるのであれば、官民間の情報提供や役割分担を検討し、処遇調査等を含めて委託することが考えられる。

#### ⑩ 医療業務

民間委託との親和性が高い。ただし、医療機器は技術革新が早く、医療スタッフのニーズも変化する。そこで、今後の方向性としては、医療機器の整備は、国が実施することが適当である。

#### ⑪ 特化ユニット

今後の方向性としては、特化ユニットの機能を最大限活用すべきであり、専門スタッフによる介護的処遇・福祉的支援を実施する。

#### ⑫ 地域との共生

播磨センターは、他の三センターに比べ、近隣住民の認知度が低い。<sup>(27)</sup> ホームページ、地元の広報誌等を通じた積極的な情報発信が必要である。また、両センターの事業活動に伴う支出、地域に転入した国職員及び民間職員の支出、地元雇用、地方税収増加等により、地域経済への経済波及効果が認められる。<sup>(28)</sup>

⑤その他

両センターは、刑事収容施設法の施行後に運営を開始した施設であり、法の趣旨を踏まえ、制限の緩和、優遇措置の積極的な運用が図られている。一方で、国が、何らかの新たな取組みを実施しようとしても、民間事業者の理解を得られなければ、速やかにまたは十分な内容の取組みの実施が困難な場合がある。面会環境の改善・工夫、電話等による通信の制度の積極的運用が行われている。

(c) 評価のまとめ

『報告書』によれば、おおむね順調に施設運営がなされており、「官民協働による運営」「人材の再生」「地域との共生」の運営理念が実現しているといえる。個別には、期待以上の取組みがなされている業務がある一方、一部に、専門性が高く習熟に苦慮している業務、官民の業務分担や費用負担でスムーズに実施できていない業務等もあった。

(3) 今後に向け検討を行うべき事項

以上のような報告を踏まえ、検討すべきとされた点は以下のとおりである。

(a) 基本的な考え方

PFI手法による刑事施設の運営の現状(只木)

「社会復帰促進センター」としての内実を備えたものとする。引き続き、全受刑者に職業訓練・改善指導を実施する。参画企業のCSR（企業の社会的責任）として、事業を通じて社会貢献に資する取組みを期待する。地域になくはない施設となるような取組みを進める。広報活動の充実を図る。

①両センターの刑務所PFI事業については、効率的かつ効果的な業務遂行が実現し、改善更生に有効であることから、引き続き、民間委託を実施する。

②現行事業に引き続き、「官民協働による運営」、「人材の再生」、「地域との共生」を基本方針とする。

③刑事施設の過剰収容が解消されていることから、国・民間それぞれが実施することが適当な業務を峻別して委託する。

④再犯防止施策の充実、被収容者の高齢化、大規模災害発生時の対応など、刑事施設の新たな役割に対応する。

(b) 時期事業に向けた事業スキーム等

①公権力行使に係る業務の委託根拠については、競争の導入による公手法による。

②委託の枠組み等については、職業訓練業務、教育業務及び分類業務のように施設ごとに特色のある取組みの実施が期待される分野と、総務業務のように、同一のマニュアルによる業務を実施することができる業務があり、後者については、一つの施設の枠を越えて複数の施設の業務を包括的に委託するという方法もあるが、現行事業と同様に、各社会復帰促進センターごとに、幅広い業務を包括的に委託することで、センターのアイデンティティの維持が可能となり、円滑な運営にも資する。

③ 収容対象としては、基本的に、A指標受刑者とする。ただし、公サ法に基づく事業では、「受刑のための刑事施設への入所が初めて」及び「集団生活に順応できる」との要件がないA指標受刑者を収容対象とする刑事施設（黒羽刑務所及び静岡刑務所）においても、民間事業者により、問題なく業務が実施されていることからすれば、このような要件を設けずに、広くA指標の受刑者を収容対象とすることも可能であろう。

なお、民間事業者には、職業的犯罪者や反社会的組織加入者を除けば、B指標（犯罪傾向が進んでいる）の受刑者であっても大きなりスクではないとの意見もあることから、B指標の受刑者のうち、特に改善更生の効果を期待できる受刑者を選抜して収容することを試行することも検討に値する。

④ 委託業務の範囲については、総務業務のうち、情報システム管理業務については、美祿センター及び島根あさひセンターのように、休日面会を実施することとするのであれば、ホームページの開設と合わせて、面会予約システムの整備・運用についても民間委託を検討する。

分類業務に関して、業務の性質からすれば、保護関係の業務は民間委託の対象とし、処遇調査及び審査関係の業務は、国が実施することが適当であるとも考えられるが、播磨センターの「社会復帰促進部」の取組みを第一期事業の財産と捉え、第二期事業において、分類調査と処遇指導などをシームレスに連携させる方策を取り入れる場合には、官民間の役割分担や情報共有の在り方を検討した上で、処遇調査及び審査関係の業務についても、民間委託の対象とすることも検討すべきである。

⑤ 委託費の支払い方法については、収容人員等に応じた実績払いの方法を取り入れる。又は、定額で支払う場合には収容定員の八〇％程度の収容を前提に支払う。

両センターにおいては、積極的に職業訓練科目や改善指導プログラムの見直しが行われているものの、現行事業は、民間事業者に、新たな取組みの実施に向けたインセンティブが働きづらい事業契約となっている。この点に対しては、事業契約に、事業期間が一定期間経過した時期に契約内容を見直す条項を設けておくことや、要求水準に、定期的に職業訓練科目や改善指導プログラムの見直す条項を盛り込むことが考えられる。また、民間事業者がより積極的に業務を実施するためのインセンティブに係る仕組みとして、あらかじめ何らかの目標値を設定し、それを達成した場合には、事業契約の見直し時に当該業務を拡大する可能性を示しておくことなどが考えられる。

このほか、入札時に、協力企業等が協力雇用主として登録<sup>(29)</sup>されている場合には、それを評価することなどを、積極的に再犯防止の取組みを行うことへのインセンティブとすることも考えられる。

⑥その他として、現行事業の課題に対応し、事業者へのインセンティブを検討し、円滑な事業承継及び業務実施が可能となるように配慮する。

(c) まとめ

まとめとして、同『報告書』<sup>(30)</sup>は、今後、それぞれの提言を踏まえて、両センターの第二期事業の具体的な内容が検討されることになるが、その検討に当たっては、再犯防止施策の充実、被收容者の高齢化及び大規模災害発生時の対応など、刑事施設に求められる役割の変化に対応し、全国の刑事施設の先頭に立つ運営が行われることを期待したい。また、これまでに培った運営ノウハウを元に、民間と国、それぞれが得意とする分野で力を発揮し、その相乗効果により、社会復帰促進センターとしての存在意義を十分に示すことができるような事業としてほしい、としている。

### Ⅲ 委員会での意見について

#### 1. 収容対象変更の可能性について

まず、各センターの収容率が七割を下回っている中、収容人数を増加させる方策として、年齢の要件の変更や、現状では収容対象としていない準初入の受刑者を受け入れることが考えられる。年齢については、「集団生活が可能であること」というスクリーニングをかけているので、加齢に伴う疾病の増加等（それに伴う業務負担の増加等）への懸念については、年齢を引き上げることに問題はないとして美祿・島根あさひ両センターでは五歳の年齢引き上げを行い（美祿センターでは六五歳に、島根センター七〇歳に）、また準初入の受け入れにより収容対象を増やすべきとの意見があり、これに対しては、年齢によって教育プログラムに耐えられない者や病気を抱えた者、集団になじめない者、要介護が増えることへの危惧も表明された。また、年齢要件を二六歳から引き下げることの要望もあつた。いずれにしても、「集団生活になじむ」という要件は必須である旨の意見が大勢であつた。

次に、特化ユニットについては、収容者を増やすことに前向きな意見が多く、例えば、（播磨センターでは）軽度の精神疾患のような者であれば、精神科の医師が二人勤務しているので、一〇名の定員がある特化ユニットに受け入れは可能であるとし、島根あさひセンターでは、M指標、すなわち、知的障害、精神障害、高齢者の訓練生を、しかも、初犯のみならず累犯の者の受け入れをもっと増やしたいとの意見が<sup>(31)</sup>だされた。というのも、精神療法、理学療法

のスタッフの面、設備面共に恵まれた体制の施設であること、これら知的障害、精神障害の受刑者には、出所後十分

なコミュニケーションができず、社会とのつながりを持っていないままに再び犯罪に赴く者もいるところ、そういった点から見ると、反社会的というよりも非社会的である人間にはAもBもなく、これら社会的弱者については、収容分離級の枠を外してもよいと考えられることからである。

さらに、B指標の受刑者を対象とする、例えば、今後「初入者」という限定を外し、二回目の受刑者に限定して受け入れる可能性については、すでにA指標で契約（約束）している民間からの抵抗が激しいことが予想され、地元の問題も必要であるとの意見があり、これについては、犯罪傾向が進んでいない、仮釈放が望める、健康状態に問題がないとの説明に理解が得られれば、受け入れが可能となるであろうとの意見も存した。

一方、B指標受刑者を受け入れる可能性そのものを探ることについては、ほぼ異論はなかった。B指標受刑者というのは非常に大雑把なくくりであるので、集団生活になじみ、セキュリティ上の危険性がなければ対象とすることも考えていいとの意見、民間事業者によれば、受刑者と相対する業務は別としても、例えば、施設警備業務などの面では問題ないとの意見、B指標受刑者だからといってセキュリティレベルに問題があり集団生活になじまないとはいえず、集団生活になじむか否かでスクリーニングをする以上、B指標受刑者でも受け入れが可能なのはおり、それを収容対象とすることは可能であるという意見、また、分類センターに送って、適正をみることをすれば、集団生活になじむ人を選ぶことは可能であり、B指標の者でも、社会復帰促進センターに入所することができるということであれば、何回も失敗しているような人でも更生の気持ちが生じうるとする意見、府中刑務所でも就労支援を行っており、在所中に就職が内定していたりしている<sup>(32)</sup>、などの意見が挙げられた。

## 2. モニタリングについて

モニタリングについては、国側にも何らかのモニタリングができないかという意見もあった。国職員が同じようなミスをしても咎められないという事情が背景にあるのであろう、との意見もあった。<sup>(33)</sup> モニタリング制度の廃止は制度上は困難だと思われるが、トップレベルにおいてにかぎらず、一層の意思疎通が必要であり、減額ポイント<sup>(34)</sup>はモニタリング担当者の判断にも影響されうるとすれば、お互いの不信感を培養させないためには、その制度を維持するのであれば、いかに判断の客観性を担保するのが、今後の課題である。そもそも、評価する側、される側という構図そのものを「対等な協力関係の下」に行われるPFI事業の理念とどのようにマッチさせていくべきなのか。

## 3. 民間職員と国職員との意識の乖離について

まず、改善指導について、規律秩序の維持に必要な制限の程度について、官民職員の考え方に相違がある場合がある、という意見があった。すなわち、保安の原則が重視されていて、民間職員が自由な雰囲気作りをして教育活動を行おうとしても保安上の制約に阻害されることがあり、民間のノウハウが十分に発揮されない、としている。また、国職員にとっては受刑者には行動に一定の制限がある状況というのが通常ではあろうが、教育的な立場からいえば、改善指導はリラックスした雰囲気で行う方が効果上がるのであり、それができないことから、民間職員の中には理想を抱いてセンターに就職してもその後のモチベーションが下がり、離職につながることもある、との意見もあった。医療についても、改善指導におけると同様に、医療業務従事者の持つ理念と、国職員の考え方が相違する場合が

あるとの意見が示された。「処遇と医療は水と油」とはよく耳にする、医療のコンセプトと保安のコンセプトは合わないことを表現したものであるが、現に、現在の一般の医療はサービス業になっており、診療は患者との対話を通して行われているが、施設においては、旧来の方法で、「あなたの治療はこうである」と一方通行で伝えるような形での医療が行われている。医療者は、医療と再犯との関係を重視し、ある程度の治療を受けると再犯率が下がるのではないかと考えて治療にあたっているのであり、処遇と医療は同じ方向を向いていなければならない、との意見である。PFI施設における医療に関して受刑者の満足度は比較的高いが、地元の医療関係者の理解の下に診療所の運営が成り立っている状況を再確認することは必要である。<sup>(35)</sup>

#### 4. 社会復帰促進部について

播磨センターの社会復帰促進部からは、以下のような報告があった。

職員が高いモチベーションをもって業務を行っている一例として、二〇一七年九月に国学院大学にて開催された犯罪心理学会における（粗暴犯に働きかける）認知行動療法プログラム（R&RとR08）の発表が挙げられる。当該プログラムは、国立精神神経医療研究センターの協力のもとスタッフ自らが立ち上げ、皆で手分けして海外文献を翻訳するなどして研究し、作り上げたものである。スタッフは、そのほかのプログラムについても熱心に調べ、吸収し、汎用性の高いものとすることを目指し努力を重ねてきた。通常、教育と分類は分かれているが、同所では教育と分類を同じ者が兼ねて担当しており、また、作業療法士の話を臨床心理士が聞いたたり、社会福祉士が聞いたたりということ、相互に相談し、情報交換をして訓練生への働きかけを行っている一例えば、特化ユニットは、作業療法士、臨床心理

士、理学療法士が集まってチームを作って行っている。そのようなことから出所後の離職率は低いところに抑えられている。また、学会発表については、費用を含めて、SPC（特定目的会社）が協力的であった。以上のことが紹介された。

また、同促進部の「再入検討会議」については、平成二五年にスタートしたもので、PFI施設から出所して再犯した場合に、再入した刑務所から送られてくる情報をまとめて、再入しない出所者と比較することの必要性を理由に生まれたこと、その後、一層の解明に向けての情報を求めるために、管内のB指標施設に国職員と共に面接に行き、当施設の教育や職業訓練や改善指導の成果や課題、どこに失敗の原因があったのかを調査し、集約し、再入検討会議で報告していること、情報取得には国の協力を得ていること、などが紹介された。

教育業務の成果は、訓練生がきちんと更生して社会復帰したかにかかっており、その成果は職員における大きなモチベーションにつながるが、出所した訓練生に対して接触することは困難である、プログラムがどのくらい効果があったかを知るために、そのような情報を共有したい、との提案があるなか、上記促進部の試みはその提案に対する一つの好例となる。

#### 5. 民間事業者と刑事施設側との棲み分けについて

民と官との分担の在り方については、事務的な部分は国が、改善プログラムなど専門性のある業務あるいは教育分類に関する部分で、就労支援にかかわることは民間が、と分けて担当するのがよいとする意見と、反対に、教育分野で全精力を注ぐことができる体制という観点からすると国の直轄とした方がやりやすいという意見、また、改善指導

の企画は民間、実施は国が担当した方がよいという意見等さまざまであったが、特別改善指導は国で、一般改善指導は民間で行うのがよいとする意見が多く挙げられた。その理由としては、特別改善指導は国の方で類型ごとにカリキュラムを入念に作っており、経験も豊富であり、スタッフもそろっていること、また、府中刑務所に効果検証班（チーム）をおいており、効果検証をしながらバージョンアップをしていること（それゆえ、民間事業者のノウハウを必要としない）、特別改善指導は民間でも行うことは困難ではないが、いまは過剰収容の状況にはないため国も教育にマンパワーを振り向けることが可能な体制になってきており、また、国のプログラムを民間事業者がそのまま実施するでは意味がないことから、民間事業者は一般改善指導を担当し、その中でいろいろな提案を得た方がよい、などである。

もっとも、上記社会復帰促進部の取組みを前提としつつ、ここでは教育と分類を一つの部署で行っているが、国側の組織体制では両者は分かれており、組織の枠を変えることはできないものの、国が民間に合わせて教育と分類を兼務させる必要はなく、民間側と常にコミュニケーションがとれるような体制を整え、更生支援企画官が教育と分類の両方を把握・判断できるような体制であれば、さらに執務室が同じになれば問題は無い、との意見もあつた。

#### 6. 民間事業者のプログラムの他の施設への提供について

この一〇年間、各PFI施設は、刑務所における分類の業務についてのノウハウを積んでおり、これをPFI施設にとどめておく必要はなく、一般施設への水平展開も可能である、という意見が出されたところ、実際に、全国の一般刑務所で実施するプログラムの中には、播磨センターで実施している基礎講座とグループミーティングをベースにしたものがあり、それを立ち上げた職員がアドバイザーとなって派遣されて新たな形となって全国展開できるように

なっていること、プログラムは民間が作り、国に申請をして承認を受けてから、初めて実際にそれを使いようになるが、問題なく承認されている旨、報告があった。

B 指標受刑者の P F I 施設への収容と、民間のプログラムの他の施設での展開及び他施設の職員の P F I 刑務所での研修及び相互検証、同時に、B 指標受刑者、比較的長期の受刑者を対象としたプログラムの開発などが求められよう。

## 7. 企業の社会的責任について

島根あさひセンターからの報告によれば、民間側からは、就職につながる（厚生労働省から事業の許可を得た）無料職業紹介事業を更に拡充するには、参加する企業を増やすのが一番であるので、例えば、ホームページを見直して施設の紹介の掲載など露出の機会を増やしたところ、協力企業は増えていたとの説明であった。

喜連川センターの「職業能力開発科」では、出所後の就労支援を積極的に実施していこうと、通常の六か月前からではなく、入所時から対象者を選定して職業訓練行っていること、協力企業（三井物産）などが、地元企業への刑務作業の受注活動と連動して出所者を雇用しようとする企業を見つけ、その企業をハローワークの受刑者専用求人に登録してもらおう取組みを行っていること、このような取組みは当初は想定していなかったが、企業の直接的メリットという面よりも、社会貢献的な活動を対外的にアピールできることから、そのような活動の積極的な実施を後押ししていることなどが紹介された。刑事施設に対するマイナスイメージが根強い中、<sup>(36)</sup>受刑者の更生を支援する企業の社会貢献的な側面を上手に宣伝してほしいとの意見であった。

なお、出所者の就職先には建築関係が多く、また、協力雇用主制度が広がりを見せていることから、公共事業の総合評価落札方式の入札に際しては、PFI事業に連なる企業に協力雇用主となっていることを大きな加点項目とすることも考えられるであろう。

#### IV おわりに

官民の職員が高い職業倫理に基づき、熱意と使命感を持って受刑者の更生の手助けをする、この目標に向かって協力する点に、PFI手法による刑事施設の意義がある。その手法は、官と民との対等な協力関係の下、民間のもっている自由な発想、目的達成への柔軟なアプローチ、多様な人材、これらを活用することであり、官側がPFI事業者側のインセンティブを刺激するという新たなパートナーシップの形成によって、先の目標に近づくことが可能となる。それを可能とするのは、やはりそれぞれの個人の自覚、国職員、民間職員相互の意思疎通と意思の統一、チームワークという極めて自明のことが、今回の会議を通じてあらためて痛感されたところであった。

今後、受刑者の減少と高齢化、経理夫として働くA指標受刑者の減少などによりPFI事業や公共サービス改革法事業などで民間事業者の活躍の場がますます増えることが予想されるなか、これまでPFI施設で蓄積されたノウハウは、今後のPFI刑務所の在り方のみならず、今後の矯正処遇の在り方の一つのモデルとして大きな財産となるものである。<sup>37)</sup>



ズに応じた職業訓練科目が提供されているのか検討が必要であるし、職業訓練の機会の増加も求められている。なお、美祿センターでは、女子の職業訓練に土木建築系の資格を増やしてほしいという声もある。

- (11) なお、アンケート結果によると、民間事業者の実施する改善指導との因果関係は明らかとはなっていないが、両センターとも、訓練生の贖罪意識が高いという結果が現れた。

(12) 『報告書』二二二頁以下。

(13) 監視業務は刑務官に戻して、独歩移動は廃止した方がよいとの意見もあった。

- (14) 職親プログラムにて就職するものが一定数に上っていることが紹介された。なお、後に紹介する、播磨センターの社会復帰促進部参照。

(15) 矯正医官の兼業の特例等に関する法律が施行された。この法律によって、全国の行刑施設での医師不足が解消されつつある。なお、拙稿「平成二五年版犯罪白書を読んで・ルーティン部分に関して」法律のひろば六七巻一号（二〇一四年）六頁。

(16) なお、「医療器機」に関して、「報告書」では、「両センターの整備・運営事業においては、民間事業者が医療機器の整備を行うこととなっているところ、医療機器の性能は、日進月歩で向上するため、運営開始当初、国が整備を求めた医療機器の種類と、医療業務従事者のニーズとの間にずれが生じる場合があることから、次期事業を検討する場合には、この点を踏まえた制度設計が必要である。」としている。情報システムも、被収容者によって破壊された構造物の修繕費用も、国の負担でまかなうべきであろう。

(17) 『報告書』二九頁以下。

(18) 建設関係の職業訓練などで使用する大型の機械などについては、費用の面の制約と施設と設備上の物理的制約を受けるという意見もあった。

(19) 後述の「社会復帰促進部」参照。

(20) 『報告書』三二六頁以下。

(21) 社会情勢に対応できるようなフレキシブルな契約を可能とし、一定の契約変更、追加契約、要件の見直しの可能性も認めるべきであろう。

(22) 日本経済新聞二〇一八年六月一六日は、刑務所は地域に溶け込んでいるが地域の活性化につながったという住民の意識は

薄い。九年間で一、二四〇億円の経済波及効果があつたといわれているが、規模が大きすぎて地元の農家が野菜を納入できず、雇われた住民の多くも長続きせず辞めた。かつて八〇〇人以上在校した中学校は来年廃校になる、と伝えている。

(23) 所在地：栃木県さくら市、事業者：喜連川セコムグループ、収容定員：二、〇〇〇人、うち、特化ユニット五〇〇人、身体障害を有する者（高齢者を含む）二五〇人、精神障害・知的障害を有する者二五〇人。

(24) 所在地：兵庫県加古川市、事業者：播磨・大林ALSOOKグループ、収容定員：一、〇〇〇人、うち、特化ユニット二〇〇人、精神障害・知的障害を有する者。

(25) この項では、紙幅の関係上、「今後の方向性」をも含めて紹介する。

(26) 喜連川センターは「ベーカーリー室」を設置して、「RC (Re-Entry Community)」構想のもと、社会復帰に向けて、自律、自立、協調性の涵養を行っている。

(27) 周辺には多くの刑事施設があることと、センターの所在地が町から離れた山林の深いところにあることが原因と考えられている。

(28) シンクタンクの分析については、一六頁参照。また、詳細は、「社会復帰促進センターの地域への経済効果に関する調査報告書 平成二九年一〇月」（みずほ総合研究所株式会社）参照。

(29) 協力雇用主として名を連ねることが社会的ステータスを高めるものとして評価されるような社会でなければならない。

(30) 『報告書』三二頁。

(31) 島根あさひセンターでは、二〇一六年時点で、精神疾患を有する入所者は約三〇人で定員の半分以下であった。

(32) ちなみに、B指標の受刑者に開放的処遇を行っている西神楽農場（定員二名）の就業者についての資料によると以下のとおりである。

1 西神楽農場就業者の刑期・罪名等について（二〇一八年八月八日現在）

(1) 罪名

窃盗、覚せい剤取締法違反等（性犯罪歴のある者はいない。）

(2) 刑期

懲役一年から懲役四年一〇月まで

PFI手法による刑事施設の運営の現状（只木）

- (3) 年齢  
三三歳から五四歳（平均四六・三歳）
- (4) 残刑期  
三月から二〇月
- 2 仮釈放率及び執行率について（平成二九年）
- (1) 旭川刑務所全体  
ア 仮釈放率……………約五五パーセント  
イ 執行率……………約九八パーセント
- (2) 西神楽農場就業者  
ア 仮釈放率……………一〇〇パーセント  
イ 執行率……………約九二パーセント
- なお、収容者は、社会貢献作業として、市内の公共施設の除雪等を行っている。これまで逃走事故は確認されていない。また、二見ヶ岡農場については、以下の記事参照（二〇一八年六月二二日朝日デジタル版）。
- <https://www.asahi.com/articles/ASL6C5IKFL6CIIPE018.html>
- (33) もっとも、制度上、国職員がミスをした場合には、その度合いに応じて、懲戒処分や監督措置等が行われることになる。
- (34) モニタリングは形式的となっている、その計上基準が実情と合っていない、という意見のほか、民間事業者の意識が減額ポイントの計上に向き、保守的な思考に陥りがちで、業務の質の維持にはともかく、その向上には寄与しない状況がうかがえる、という意見もあった。
- (35) 会議では、以下のような点も指摘された。理学療法士や作業療法士は、その人に合わせた診断書・処方箋に基づき、医師の指示、医師との連携の下で療法を実施するのが基本であるところ、施設では、医療と離れて行われているので、一〇〇%の力を発揮できないでいる、いわば最大公約数的な作業療法に甘んじるしかないのではないかと、というものである。
- (36) 児童養護施設が迷惑施設とされることがある（二〇一七年八月二一日日本経済新聞デジタル版、二〇一八年二月二二日朝日新聞デジタル版）。

(37) 伊藤康一郎教授とも長きにわたり交友があった、龍谷大学・石塚伸一教授からは以下のコメントをいただいた。心から御礼を申し上げる次第である。

### 1. 現状の分析

この一〇年間余のPFI刑務所の実験は、それ以前の国家による直営を基本とし、刑務作業等の一部の事業をいわゆる「第三セクター方式」によって運営してきた刑務所運営に大きな方向転換をもたらすことになった。

当初、導入の契機は、過剰収容対策としての財政的側面にその目的の重点があったが、その後の収容者の減少によって、過剰収容対策としての機能は通減していった。とりわけ、美祿およびあさひの両施設においては、収容対象者を特に犯罪傾向の進んでいない受刑者に限定しているため、その対象者が減少し、恒常的に収容率は、有効財政指標の水準を下回っている。

しかしながら、PFI方式による運営のメリットは、民間の自由な発想と柔軟な目標達成の技法と多様な人材の活用、さらには、官民の協力による公務員の運営・処遇に関する能力の向上にあった。その結果、美祿、あさひ、播磨、喜連川などの施設では、上記のメリットを活かした積極的な運営・処遇の技法が一定の成果を上げていると評価できる。

ただし、この運営・処遇は、A級の比較的短期の受刑者の処遇に限定したものであり、B級または比較的長期の受刑者に対しては、適用されていないのが現状である。

### 2. 今後の展望

現在、再犯防止推進法等の下で、さまざまな施策が導入され、運用されているが、その中心は、更生保護部局を中心とした社会内処遇にあり、矯正においては、懲役受刑者の作業義務や施設の職員不足などの制約の中で、各種の特別改善処遇の展開にも限界がある。

収容状況については、今後も、受刑者の減少、高齢化の進展、A級受刑者の減少、無期受刑者の高齢化（終身刑化）、受刑者の多様化などが予想され、処遇の多様化・個別化は、不可欠である。

### 3. PFI刑務所の将来

以上のような現状分析及び将来展望を踏まえ、次のような施策を検討すべきである。

- (1) 現在の四モデル施設における実験的処遇の政策評価とこれを踏まえたさらなる再犯予防処遇の開発
- (2) 四モデル施設における実験的処遇の他施設における展開（とりわけ、B級施設における実施）

PFI手法による刑事施設の運営の現状（只木）

- (3) 四モデル施設における研修体制の充実と他施設からの研修の受入れ
- (4) 計画↓実施↓評価↓改善の処遇システムの確立
- (5) 新たに開発した処遇技法の海外へ輸出（研修の受入れとスタッフの派遣）
- (6) 再犯防止研究とその成果の社会実装を目的とした官・民（企業・民間団体等）

【特記すべき事項】

\* PFIによって組織化された官民の事業連携を学術機関やNPO等の民間団体にも拡大し、エビデンス・ベーストの日本型再犯防止研究体制を確立する。

\* すでに、薬物依存処遇については、フィリピンにおいて、JICAにより、施設を建設し、処遇技法を提供するプロジェクトが始まっている。

\* 二〇二〇年コンGRESを契機に、世界でも最も犯罪の少ない国のひとつである日本の再犯防止施策を海外にアピールすべきである。以上。

〔付記〕

なお、本稿の執筆にあたっては、法務省矯正研修所総務課長の松本健太郎氏に数々の貴重な助言をいただいた。ここに記して御礼を申し上げる次第である。

（本学法学部教授）